



発行 新潟県

第 36 号

平成25年5月10日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 661 新潟県情報公開条例により定めた法人の一部改正（法務文書課）
- 662 新潟県個人情報保護条例により定めた法人の一部改正（法務文書課）
- 663 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 664 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健課）
- 665 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健課）
- 666 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 667 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 668 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 669 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 670 管理規程の変更認可（農地計画課）
- 671 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 672 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 673 公共測量の終了通知（監理課）
- 674 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 675 公共測量の終了通知（監理課）
- 676 道路の区域変更（道路管理課）
- 677 道路の供用開始（道路管理課）
- 678 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立（河川管理課）
- 679 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 680 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）
- 681 臨港地区内の分区の変更（港湾整備課）

公 告

- 新潟県スポーツ賞の表彰（秘書課）
- 予算の公表（財政課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

選挙管理委員会規程

- 6 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

教育委員会公告

- 一般競争入札の実施（文化行政課）

公安委員会告示

- 30 機械警備業務管理者講習の実施（生活安全企画課）



◎新潟県告示第661号

新潟県情報公開条例により定めた法人（平成18年4月新潟県告示第629号）の一部を次のように改正する。

平成25年5月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

「財団法人 柏崎原子力広報センター」の次に「一般財団法人 新潟県地域医療推進機構」を加える。

◎新潟県告示第662号

新潟県個人情報保護条例により定めた法人（平成18年4月新潟県告示第630号）の一部を次のように改正する。

平成25年5月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

「財団法人 柏崎原子力広報センター」の次に「一般財団法人 新潟県地域医療推進機構」を加える。

◎新潟県告示第663号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年5月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目5番地13Yビル1階	みらいぼたん薬局	五泉市太田2-6-44	居宅療養管理指導	H25.4.23
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目5番地13Yビル1階	みらいぼたん薬局	五泉市太田2-6-44	介護予防居宅療養管理指導	H25.4.23
株式会社佑和	新潟市中央区女池西1丁目15-13	ピアスマイル薬局	胎内市あかね町26番27号	居宅療養管理指導	H25.4.1
株式会社ホームケアPlus	上越市北城町3丁目7番17号	ホームケアプラス訪問介護事業所	上越市北城町3丁目7番17号	介護予防訪問介護	H25.1.1
株式会社ホームケアPlus	上越市北城町3丁目7番17号	ホームケアプラス福祉用具事業所	上越市北城町3丁目7番17号	介護予防福祉用具貸与	H25.1.1
株式会社ホームケアPlus	上越市北城町3丁目7番17号	ホームケアプラス福祉用具事業所	上越市北城町3丁目7番17号	特定介護予防福祉用具販売	H25.1.1
湯沢町長	南魚沼郡湯沢町大字神立300番地	町立湯沢病院	南魚沼郡湯沢町大字湯沢2877-1	訪問リハビリテーション	H25.2.1
湯沢町長	南魚沼郡湯沢町大字神立300番地	町立湯沢病院	南魚沼郡湯沢町大字湯沢2877-1	介護予防訪問リハビリテーション	H25.2.1
株式会社 Blooming Soul	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号	あるも薬局六日町店	南魚沼市六日町1882-1	居宅療養管理指導	H25.4.1

株式会社 Blooming Soul	東京都渋谷区恵比 寿四丁目20番3号	あるも薬局六日町 店	南魚沼市六日町 1882-1	介護予防居宅療養 管理指導	H25. 4. 1
社会福祉法人 新 発田市社会福祉 協議会	新発田市本町4丁 目16-83	社会福祉法人新発 田市社会福祉協議 会 加治川訪問介 護事業所	新発田市住田 501番地	介護予防訪問介護	H25. 2. 1
株式会社アルプス ビジネスクリエー ション	東京都大田区雪谷 大塚町1番7号	あるぷす柏崎店	柏崎市長浜町1 番40号	福祉用具貸与	H25. 4. 1
株式会社アルプス ビジネスクリエー ション	東京都大田区雪谷 大塚町1番7号	あるぷす柏崎店	柏崎市長浜町1 番40号	特定福祉用具販売	H25. 4. 1
株式会社アルプス ビジネスクリエー ション	東京都大田区雪谷 大塚町1番7号	あるぷす柏崎店	柏崎市長浜町1 番40号	介護予防福祉用具 貸与	H25. 4. 1
株式会社アルプス ビジネスクリエー ション	東京都大田区雪谷 大塚町1番7号	あるぷす柏崎店	柏崎市長浜町1 番40号	特定介護予防福祉 用具販売	H25. 4. 1
株式会社アルプス ビジネスクリエー ション	東京都大田区雪谷 大塚町1番7号	あるぷす長岡店	長岡市高見町 549番地1	福祉用具貸与	H25. 4. 1
株式会社アルプス ビジネスクリエー ション	東京都大田区雪谷 大塚町1番7号	あるぷす長岡店	長岡市高見町 549番地1	特定福祉用具販売	H25. 4. 1
株式会社アルプス ビジネスクリエー ション	東京都大田区雪谷 大塚町1番7号	あるぷす長岡店	長岡市高見町 549番地1	介護予防福祉用具 貸与	H25. 4. 1
株式会社アルプス ビジネスクリエー ション	東京都大田区雪谷 大塚町1番7号	あるぷす長岡店	長岡市高見町 549番地1	特定介護予防福祉 用具販売	H25. 4. 1
株式会社アルプス ビジネスクリエー ション	東京都大田区雪谷 大塚町1番7号	あるぷす南魚沼店	南魚沼市六日町 809-1 太陽ビ ル1F	福祉用具貸与	H25. 4. 1
株式会社アルプス ビジネスクリエー ション	東京都大田区雪谷 大塚町1番7号	あるぷす南魚沼店	南魚沼市六日町 809-1 太陽ビ ル1F	特定福祉用具販売	H25. 4. 1
株式会社アルプス ビジネスクリエー ション	東京都大田区雪谷 大塚町1番7号	あるぷす南魚沼店	南魚沼市六日町 809-1 太陽ビ ル1F	介護予防福祉用具 貸与	H25. 4. 1
株式会社アルプス ビジネスクリエー ション	東京都大田区雪谷 大塚町1番7号	あるぷす南魚沼店	南魚沼市六日町 809-1 太陽ビ ル1F	特定介護予防福祉 用具販売	H25. 4. 1
株式会社クスの アオキ	石川県白山市松本 町2512番地	クスのアオキ新 発田豊町店	新発田市豊町4 丁目9番5号	居宅療養管理指導	H25. 4. 1
株式会社クスの アオキ	石川県白山市松本 町2512番地	クスのアオキ新 発田豊町店	新発田市豊町4 丁目9番5号	介護予防居宅療養 管理指導	H25. 4. 1

株式会社アルプス ビジネスクリエー ション	東京都大田区雪谷 大塚町1番7号	あるぶす十日町店	十日町市春日11 番1	福祉用具貸与	H25. 4. 15
株式会社アルプス ビジネスクリエー ション	東京都大田区雪谷 大塚町1番7号	あるぶす十日町店	十日町市春日11 番1	特定福祉用具販売	H25. 4. 15
株式会社アルプス ビジネスクリエー ション	東京都大田区雪谷 大塚町1番7号	あるぶす十日町店	十日町市春日11 番1	介護予防福祉用具 貸与	H25. 4. 15
株式会社アルプス ビジネスクリエー ション	東京都大田区雪谷 大塚町1番7号	あるぶす十日町店	十日町市春日11 番1	特定介護予防福祉 用具販売	H25. 4. 15
ウエルシア関東株 式会社	埼玉県さいたま市 見沼区東大宮 4-47-7	ウエルシア薬局上 越今泉店	上越市今泉 1310-2-1	居宅療養管理指導	H25. 4. 1
ウエルシア関東株 式会社	埼玉県さいたま市 見沼区東大宮 4-47-7	ウエルシア薬局上 越今泉店	上越市今泉 1310-2-1	介護予防居宅療養 管理指導	H25. 4. 1

◎新潟県告示第664号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年5月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
アースサポート上越	上越市とよば127番	上越市大字樋場新町土地 区画整理事業内11街区7	上越市とよば127番	H25. 4. 1
居宅介護支援事業所 サンクス米山	上越市柿崎区柿崎 字あけぼの644番 地8	上越市柿崎区上下浜219-5	上越市柿崎区柿崎字あけ ぼの644番地8	H25. 4. 1

◎新潟県告示第665号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年5月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
株式会社ホーム ケアPlus	上越市北城町三丁 目7番17号	ホームケアプラス 柏崎福祉用具 事業所	柏崎市茨目3丁 目3番37号	福祉用具貸与	H25. 3. 31
株式会社ホーム ケアPlus	上越市北城町三丁 目7番17号	ホームケアプラス 柏崎福祉用具 事業所	柏崎市茨目3丁 目3番37号	介護予防福祉用 具貸与	H25. 3. 31

株式会社ホームケアPlus	上越市北城町三丁目7番17号	ホームケアプラス柏崎居宅介護支援事業所	柏崎市茨目3丁目3番37号	居宅介護支援	H25.3.31
株式会社ホームケアPlus	上越市北城町三丁目7番17号	ホームケアプラス柏崎訪問介護事業所	柏崎市茨目3丁目3番37号	訪問介護	H25.3.31
株式会社ホームケアPlus	上越市北城町三丁目7番17号	ホームケアプラス柏崎訪問介護事業所	柏崎市茨目3丁目3番37号	介護予防訪問介護	H25.3.31
株式会社アルプスビジネスクリエーション新潟	長岡市東高見1-3-5	あるぷす長岡店	長岡市高見町549番地1	福祉用具貸与	H25.3.31
株式会社アルプスビジネスクリエーション新潟	長岡市東高見1-3-5	あるぷす長岡店	長岡市高見町549番地1	介護予防福祉用具貸与	H25.3.31
株式会社アルプスビジネスクリエーション新潟	長岡市東高見1-3-5	あるぷす長岡店	長岡市高見町549番地1	特定福祉用具販売	H25.3.31
株式会社アルプスビジネスクリエーション新潟	長岡市東高見1-3-5	あるぷす長岡店	長岡市高見町549番地1	特定介護予防福祉用具販売	H25.3.31
株式会社アルプスビジネスクリエーション新潟	長岡市東高見1-3-5	あるぷす柏崎店	柏崎市長浜町1番40号	福祉用具貸与	H25.3.31
株式会社アルプスビジネスクリエーション新潟	長岡市東高見1-3-5	あるぷす柏崎店	柏崎市長浜町1番40号	介護予防福祉用具貸与	H25.3.31
株式会社アルプスビジネスクリエーション新潟	長岡市東高見1-3-5	あるぷす柏崎店	柏崎市長浜町1番40号	特定福祉用具販売	H25.3.31
株式会社アルプスビジネスクリエーション新潟	長岡市東高見1-3-5	あるぷす柏崎店	柏崎市長浜町1番40号	特定介護予防福祉用具販売	H25.3.31
株式会社アルプスビジネスクリエーション新潟	長岡市東高見1-3-5	あるぷす南魚沼店	南魚沼市六日町809-1太陽ビル1F	福祉用具貸与	H25.3.31
株式会社アルプスビジネスクリエーション新潟	長岡市東高見1-3-5	あるぷす南魚沼店	南魚沼市六日町809-1太陽ビル1F	介護予防福祉用具貸与	H25.3.31
株式会社アルプスビジネスクリエーション新潟	長岡市東高見1-3-5	あるぷす南魚沼店	南魚沼市六日町809-1太陽ビル1F	特定福祉用具販売	H25.3.31
株式会社アルプスビジネスクリエーション新潟	長岡市東高見1-3-5	あるぷす南魚沼店	南魚沼市六日町809-1太陽ビル1F	特定介護予防福祉用具販売	H25.3.31
有限会社トモエ	上越市西本町3丁目5番9号	トモエ薬局春日野店	上越市春日野1-14-9	居宅療養管理指導	H25.3.31

有限会社トモエ	上越市西本町3丁目5番9号	トモエ薬局春日野店	上越市春日野1-14-9	介護予防居宅療養管理指導	H25.3.31
---------	---------------	-----------	--------------	--------------	----------

◎新潟県告示第666号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成25年5月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
新潟県立新発田病院	新発田市本町1-2-8	免疫に関する医療	平成25年4月1日

◎新潟県告示第667号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南蒲原郡田上町の田上郷土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成25年5月10日

新潟県三条地域振興局長

1 就任

理事	南蒲原郡田上町大字田上丁1659番地1	田巻 俊光 (理事長)
〃	〃 〃 大字羽生田丙521番地	五幣 巖
〃	〃 〃 大字保明新田1194番地6	小林 由一
〃	〃 〃 大字川船河甲363番地	高野 實
〃	〃 〃 大字横場新田1942番地	齋藤 孝夫
〃	〃 〃 大字原ヶ崎新田1836番地	石澤 昇
〃	〃 〃 大字横場新田393番地1	石田 太喜夫
〃	〃 〃 大字千苺新田494番地	長谷川 善一
監事	南蒲原郡田上町大字坂田47番地	近藤 富士夫
〃	〃 〃 大字田上丁139番地	森山 藤樹
〃	〃 〃 大字横場新田374番地	諸橋 一義

就任年月日 平成25年4月23日

2 退任

理事	南蒲原郡田上町大字石田新田18番地	牛田 勝 (理事長)
〃	〃 〃 大字羽生田丙521番地	五幣 巖
〃	〃 〃 大字横場新田1001番地3	中丸 定一
〃	〃 〃 大字田上丁1659番地1	田巻 俊光
〃	〃 〃 大字川船河甲363番地	高野 實
〃	〃 〃 大字保明新田1194番地6	小林 由一
〃	〃 〃 大字横場新田1942番地	齋藤 孝夫
〃	〃 〃 大字原ヶ崎新田1836番地	石澤 昇
監事	南蒲原郡田上町大字保明新田16番地1	諸橋 敏夫
〃	〃 〃 大字田上乙615番地	坂井 清一
〃	〃 〃 大字坂田47番地	近藤 富士夫

退任年月日 平成25年4月22日

◎新潟県告示第668号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、長岡市の中之島土地改良区の定款の変更を平成25年4月26日認可した。

平成25年5月10日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第669号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上越市の柿崎土地改良区の定款の変更を平成25年4月30日認可した。

平成25年5月10日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第670号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次のとおり胎内川沿岸土地改良区頭首工管理規程の変更を認可した。

平成25年5月10日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 管理規程を変更した者の所在及び名称
胎内市羽黒2586番地 胎内川沿岸土地改良区
- 2 認可年月日
平成25年4月30日
- 3 認可した管理規程の概要
通知先の関係機関の名称変更に伴う別表1の改正

◎新潟県告示第671号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成25年5月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
岩船郡関川村	岩船郡関川村の地籍図及び地籍簿 大字南中の一部
岩船郡関川村	岩船郡関川村の地籍図及び地籍簿 大字中東の一部

- 2 認証年月日
平成25年4月25日

◎新潟県告示第672号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成25年5月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 処分をした年月日 平成25年4月16日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社萱森商事 代表取締役 萱森 誠
- 3 主たる営業所の所在地 新潟県加茂市青海町二丁目7番5号
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般一23）第43875号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

株式会社萱森商事の取締役は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、新潟地方裁判所三条支部から懲役1年（執行猶予3年）及び罰金50万円の判決を受け、平成24年10月11日にその刑が確定している。この

ことが、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。

◎新潟県告示第673号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、村上市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年5月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（平成24年度 村上市道路台帳（村上地区）補正業務委託都市計画図作成）
- 2 作業期間 平成24年9月3日から平成25年3月15日まで
- 3 作業地域 村上市

◎新潟県告示第674号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成25年5月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 処分をした年月日 平成25年1月18日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
歌林業
歌 純夫
- 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大字能生724-3
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-19）第39062号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成25年1月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成25年1月21日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
伊藤コンクリート工業所
伊藤 一郎
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市久保多町4-31
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-21）第138号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実

平成25年1月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成25年1月21日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社新潟日栄
若林 薫
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区下塩俵1460
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-22）第4642号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実

平成25年1月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4

号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成25年1月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社荒川溶接工業
高橋 四男
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市上助渕字牛沢1019-129
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第43995号
 - 5 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年1月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年1月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
新共電気アート
高橋 秀保
 - 3 主たる営業所の所在地
南魚沼郡湯沢町大字神立1029-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第39079号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年1月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年1月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社青柳工務店
青柳 拓
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市東川口1900
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-20)第39206号
 - 5 処分の内容 建築工事業、造園工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年1月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年1月29日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
中嶋建築
中嶋 泉
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市高柳町岡野町1830
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第19156号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
-

6 処分の原因となった事実

平成25年1月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年1月29日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社下越産業

佐藤 隆彦

3 主たる営業所の所在地

村上市上助淵958-5

4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第42003号

5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年1月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年1月30日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社渡辺製作所

渡邊 一男

3 主たる営業所の所在地

上越市大字三ッ橋253-2

4 許可番号 新潟県知事許可(般-20)第42846号

5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年1月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年1月31日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社三協テック新潟

名古屋 隆司

3 主たる営業所の所在地

新潟市南区下塩俵字川原1890-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第14829号

5 処分の内容 ガラス工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年1月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年1月31日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社坪井工業

内藤 正幸

3 主たる営業所の所在地

新潟市南区大通2-6-32

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第23203号
 - 5 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年1月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年1月31日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社丸山左官工業所
丸山 政祐
 - 3 主たる営業所の所在地
妙高市両善寺438-11
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第27064号
 - 5 処分の内容 左官工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年1月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年2月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社横村舞台機構
横村 幸英
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区寺地425
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第39116号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年1月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年2月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社エム・エー・イー
加藤 真也
 - 3 主たる営業所の所在地
刈羽郡刈羽村大塚468
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第39527号
 - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年2月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年2月7日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社中村チサン
中村 吉人
-

- 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区新和1-6-72
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第42547号
- 5 処分の内容 防水工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成25年1月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成25年2月19日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
阿部造園
阿部 昭一
- 3 主たる営業所の所在地
新発田市五十公野3943
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第21750号
- 5 処分の内容 土木工事業、石工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成25年1月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第675号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、村上市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年5月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(平成24年度 村上市道路台帳(朝日地区)補正業務委託都市計画図作成)
- 2 作業期間 平成24年10月27日から平成25年3月15日まで
- 3 作業地域 村上市朝日地区

◎新潟県告示第676号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年5月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大沢小国小千谷線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市小国町法末字谷内349番15から	新	8.2~22.5メートル	339.3メートル
同市小国町法末字前田637番まで	旧	3.6~12.3メートル	340.3メートル

◎新潟県告示第677号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

平成25年5月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 大沢小国小千谷線
- 2 供用開始の区間
長岡市小国町法末字谷内 349 番 15 から同市小国町法末字前田 637 番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年5月10日

◎新潟県告示第678号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県佐渡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成25年5月10日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 河川の名称
二級河川国府川水系地持院川
- 2 河川管理施設の名称または種類
地持院川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
佐渡市吉井本郷292番1地先から同320番2地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所
名称 道路管理者 佐渡市長 甲斐 元也
住所 佐渡市千種232番地
- 5 管理の内容
(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
平成25年3月22日から道路の存続する日まで

◎新潟県告示第679号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年5月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
・種類 新潟都市計画地区計画（新潟市決定）
・名称 女池上山地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第680号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年5月10日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成25年4月25日

3 指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
燕市東太田字東門三郎2791番の内	5.90	55.24

◎新潟県告示第681号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、岩船港臨港地区内の分区を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、新潟県交通政策局港湾整備課及び新潟県村上地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成25年5月10日

岩船港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 変更年月日

平成25年5月10日

2 変更に係る分区の種類及び面積

分 区	変更前面積 (ヘクタール)	変更後面積 (ヘクタール)
商港区	7.9	14.8
漁港区	4.8	4.7
合 計	12.7	19.5

公 告

新潟県スポーツ賞の表彰について（公告）

新潟県スポーツ賞規則（平成3年新潟県規則第72号）第2条の規定により、次の者を表彰した。

平成25年5月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 被表彰者

氏 名 住所地の市区町村等
小野塚 彩那 南魚沼市

2 表彰日

平成25年4月26日

予算の公表について（公告）

平成25年3月29日専決処分をした平成24年度新潟県一般会計補正予算、災害救助事業特別会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成25年5月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

平成24年度新潟県一般会計補正予算

平成24年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ52,851,831千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,406,854,476千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県 税		千円	千円	千円
	第1項 県 民 税	225,563,000	890,000	226,453,000
	第2項 事 業 税	78,409,000	653,000	79,062,000
	第3項 地 方 消 費 税	39,387,000	461,000	39,848,000
	第4項 不 動 産 取 得 税	34,561,000	△	34,522,000
	第5項 県 た ば こ 税	4,543,000	82,000	4,625,000
	第6項 ゴ ル フ 場 利 用 税	5,145,000	△	5,094,000
	第7項 自 動 車 取 得 税	589,000	△	575,000
	第8項 軽 油 引 取 税	4,411,000	159,000	4,570,000
	第9項 自 動 車 税	25,274,000	△	24,925,000
	第10項 鉞 区 税	32,877,000	△	32,870,000
	第11項 狩 猟 税	49,000	1,000	50,000
	第12項 産 業 廃 棄 物 税	39,000	△	38,000
	第13項 旧 法 に よ る 税	275,000	△	271,000
		4,000	△	3,000

第 3 款 地方譲与税		34,618,989	3,664	34,622,653
第 1 項 地方法人特別譲与税		29,544,100	7,810	29,551,910
第 2 項 地方揮発油譲与税	△	4,737,663	2,802	4,734,861
第 3 項 石油ガス譲与税	△	327,079	2,660	324,419
第 4 項 航空機燃料譲与税		10,147	1,294	11,441
第 5 項 地方道路譲与税			22	22
第 5 款 地方交付税		288,715,684	2,964,484	291,680,168
	第 1 項 地方交付税	288,715,684	2,964,484	291,680,168
第 6 款 交通安全対策特別交付金		635,631	4,403	631,228
	第 1 項 交通安全対策特別交付金	635,631	4,403	631,228
第 7 款 分担金及び負担金		9,941,655	141,641	9,800,014
	第 1 項 分担金	2,883,993	15,104	2,868,889
	第 2 項 負担金	7,057,662	126,537	6,931,125
第 8 款 使用料及び手数料		10,728,677	11,971	10,740,648
	第 1 項 使用料	6,901,130	24,235	6,925,365
	第 2 項 手数料	3,827,547	12,264	3,815,283

第9款 国庫支出金					197,679,058
	第1項 国庫負担金	210,139,565	△	12,460,507	40,363,550
	第2項 国庫補助金	40,450,829	△	87,279	154,241,588
		166,614,816	△	12,373,228	
第10款 財産収入					1,185,349
	第1項 財産運用収入	1,199,749	△	14,400	666,801
	第2項 財産売却収入	676,386	△	9,585	518,548
		523,363	△	4,815	
第11款 寄附金					57,464
	第1項 寄附金	54,938		2,526	57,464
		54,938		2,526	
第12款 繰入金					26,514,758
	第1項 特別会計繰入金	32,761,366	△	6,246,608	2,101,452
	第2項 基金繰入金	2,101,321		131	24,413,306
		30,660,045	△	6,246,739	
第13款 諸収入					237,272,775
	第1項 延滞金加算金及び過料等	252,925,692	△	25,652,917	395,018
	第2項 利子収入	388,018	△	3,000	8,829
	第4項 貸付金収入	10,032	△	1,203	198,050,902
	第5項 受託事業収入	223,446,127	△	25,395,225	4,636,203
		4,788,493	△	152,290	

	第6項 収益事業収入	4,099,194	△	107,649	3,991,545
	第8項 雑入	8,368,790		6,450	8,375,240
第14款 県債		333,316,000	△	12,204,000	321,112,000
	第1項 県債	333,316,000	△	12,204,000	321,112,000
歳入	合計	1,459,706,307	△	52,851,831	1,406,854,476

2 歳 出	款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
第2款 総務費			38,354,667	1,284,680	39,639,347
		第1項 政策費	4,113,228	△ 3,900	4,109,328
		第2項 総務管理費	19,852,785	1,418,415	21,271,200
		第5項 市町村振興費	4,269,080	△ 128,500	4,140,580
		第7項 人事委員会費	145,830	△ 835	144,995
		第8項 監査委員費	247,468	△ 500	246,968
第3款 県民生活・環境費			8,856,845	△ 4,532	8,852,313
		第1項 県民生活管理費	2,148,704	△ 9,129	2,139,575
		第2項 防災費	3,213,367	322,380	3,535,747
		第3項 環境企画費	861,548	△ 254,300	607,248
		第5項 廃棄物対策費	2,292,289	△ 63,483	2,228,806
第4款 福祉保健費			152,738,327	△ 5,662,316	147,076,011
		第1項 福祉保健費	20,107,871	△ 606,086	19,501,785
		第3項 医薬費	6,016,754	△ 1,438,215	4,578,539

	第 4 項 高齢福祉保健費	39,558,978	△	591,184	38,962,794
	第 5 項 健康対策費	7,373,290	△	284,605	7,088,685
	第 6 項 生活衛生費	1,404,605	△	24,848	1,379,757
	第 7 項 障害福祉費	21,206,521	△	2,407,999	18,788,522
	第 8 項 児童家庭費	16,710,418	△	309,379	16,401,039
第 5 款 労働費		14,368,186	△	2,305,841	12,062,345
	第 1 項 労働委員会費	127,859	△	458	127,401
	第 2 項 労政雇用費	12,189,961	△	2,305,383	9,884,578
第 6 款 産業費		110,058,397	△	25,801,862	84,256,535
	第 1 項 産業政策費	12,856,330	△	112	12,856,218
	第 3 項 商業振興費	77,072,277	△	25,801,750	51,270,527
第 7 款 農林水産業費		101,607,345	△	4,402,126	97,205,219
	第 2 項 地域農政推進費	5,684,618	△	1,134,785	4,549,833
	第 7 項 水産業費	5,537,918	△	74,810	5,463,108
	第 8 項 林業費	18,573,724	△	1,106,643	17,467,081
	第 1.0 項 農地基盤整備費	58,314,646	△	2,084,720	56,229,926
	第 1.1 項 農地計画費	1,213,759	△	1,168	1,212,591

第 8 款 土 木 費									
第 1 項 土木管理費			240,141,493	△	10,216,648		229,924,845		
第 2 項 道路繕りよう費			10,654,807	△	72,000		10,582,807		
第 3 項 河川海岸費			84,728,330	△	6,524,799		78,203,531		
第 4 項 砂 防 費			67,150,372	△	1,887,596		65,262,776		
第 5 項 都市計画費			14,390,687	△	634,168		14,356,519		
第 9 項 港 湾 費			7,047,384	△	187,845		6,859,539		
第 10 項 空 港 費			10,399,295	△	890,026		9,509,269		
			797,141	△	20,214		776,927		
第 9 款 警 察 費									
第 1 項 警察管理費			51,361,619	△	61,911		51,299,708		
第 2 項 警察行政費			47,708,033	△	61,598		47,646,435		
			3,653,586	△	313		3,653,273		
第 10 款 教 育 費									
第 1 項 教育総務費			221,141,221	△	2,033,495		219,107,726		
第 2 項 小中学校費			4,720,513	△	9,038		4,711,475		
第 3 項 高等学校費			129,815,805	△	205,436		129,610,369		
第 4 項 特別支援学校費			53,626,424	△	1,069,783		52,556,641		
第 7 項 保健体育費			17,358,590	△	105,029		17,253,561		
			1,948,850	△	14,100		1,934,750		

	第 8 項 私学教育振興費	10,576,346	△	630,109	9,946,237
第 1 1 款 災害復旧費					
	第 1 項 農林水産施設災害復旧費	20,866,416	△	3,118,865	17,747,551
	第 2 項 土木施設災害復旧費	4,443,940	△	908,329	3,535,711
	第 3 項 警察施設等災害復旧費	16,342,689	△	2,207,364	14,135,325
	第 4 項 教育施設災害復旧費	26,794	△	1,206	25,588
		52,267	△	2,066	50,201
第 1 2 款 県債費					
	第 1 項 県債費	406,425,318	△	168,709	406,256,609
		406,425,318	△	168,709	406,256,609
第 1 3 款 諸支出金					
	第 2 項 雑支出	92,083,520	△	120,206	91,973,314
	第 3 項 地方消費税清算金	2,899,900	△	51,439	2,848,461
	第 4 項 利子割交付金	33,824,925	△	17	33,824,908
	第 6 項 株式等譲渡所得割交付金	804,791	△	49,540	755,251
	第 7 項 地方消費税交付金	110,484	△	110	110,374
	第 8 項 ゴルフ場利用税交付金	23,135,440	△	12	23,135,428
		414,762	△	13,150	401,612
	第 1 0 項 軽油引取税交付金	5,561,989	△	5,589	5,556,400
	第 1 2 項 特別地方消費税交付金	500	△	349	151

第14款 予備費			300,000	△	240,000	60,000
	第1項 予備費		300,000	△	240,000	60,000
歳出	合計		1,459,706,307	△	52,851,831	1,406,854,476

起債の目的	補		正		前		補		正		後		
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	千円	
道路事業費	12,985,000	12,151,000	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれ発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	補正前に同じ	28,986,000	4,137,000	7,656,000	360,000	890,000	374,000	4,852,000
河川事業費	29,190,000	28,986,000					190,000	165,000					
海岸事業費	4,177,000	4,137,000					784,000						
砂防事業費	7,897,000	7,656,000											
街路事業費	361,000	360,000											
公園事業費	1,192,000	890,000											
公営住宅建設事業費	414,000	374,000											
港湾事業費	5,489,000	4,852,000											
空港事業費	203,000	190,000											
水産事業費	179,000	165,000											
漁港事業費	792,000	784,000											

林道事業費	787,000	788,000
治山事業費	4,480,000	4,135,000
農地事業費	11,895,000	9,950,000
災害復旧事業費	6,007,000	5,016,000
学校教育施設等整備事業費	3,445,000	3,133,000
社会福祉施設整備事業費	1,244,000	638,000
防災対策事業費	726,000	759,000
地方道路等整備事業費	19,017,000	16,451,000
合併特例事業費	2,935,000	3,021,000
原子力発電施設等立地地域振興特別事業費	2,116,000	1,879,000
河川等整備事業費	135,000	91,000
臨時高等学校改築等事業費	1,526,000	654,000
警察施設整備事業費	775,000	772,000
交通安全施設整備事業費	554,000	557,000

本庁舎改修事業費	179,000	177,000			
地域機関改修事業費	1,185,000	1,024,000			
地域プロジェクト事業費	143,000	137,000			
医療体制整備事業費	171,000	84,000			
魚沼基幹病院出資事業費	208,000	206,000			
集落雪崩対策事業費	7,000	6,000			
行政改革推進債	11,774,000	11,121,000			
退職手当債	8,815,000	8,219,000			
北陸新幹線整備事業費	9,782,000	9,746,000			
減収補てん債	845,000	317,000			
合 計	333,316,000	321,112,000			

平成24年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

平成24年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ423,025千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,610,654千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入		2,187,629	423,025	2,610,654
	第1項 国庫支出金	53,573	47,514	6,059
	第3項 寄附金	1,600	950	2,550
	第4項 繰入金	348,318	699,295	1,047,613
	第5項 諸収入	37,156	248	37,404
	第6項 県債	9,733	9,733	
	第7項 分担金及び負担金	1,738,999	220,221	1,518,778
歳 入	合 計	2,187,629	423,025	2,610,654

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
款			千円	千円	千円
第1款 災害救助事業費			2,183,129	427,525	2,610,654
		第1項 災害救助費	1,795,344	80,661	1,876,005
		第2項 基金積立金	384	346,733	347,117
		第4項 繰出金	320,644	131	320,775
第2款 予備費			4,500	△ 4,500	
		第1項 予備費	4,500	△ 4,500	
歳出	合計		2,187,629	423,025	2,610,654

第2表 地方債補正 1 変更												
起債の目的	補			正			補			後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害援護事業資金費	9,733 千円	普通貸借	無利子	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第14条第2項の規定による。								

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について(公告)

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年 5月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成 25 年 4 月 23 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人かみえちご山里ファン倶楽部
- 3 代表者の氏名
和瀬田 仙二
- 4 主たる事務所の所在地
上越市大字増沢 962 番地 1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、会員及び地域振興と環境保全を願う市民に対して、ボランティア活動、上越市西部中山間地域における里と山の自然・景観・文化を守る事業活動を行い、もって農・林・漁業の振興によるまちづくりと環境保全及び山里文化を育むことを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) まちづくりの推進を図る活動
 - (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (3) 環境の保全を図る活動
 - (4) 子どもの健全育成を図る活動
 - (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(事業)</p> <p>第3条 この法人は、農産漁村又は中山間地域の振興を図る活動、環境の保全を図る活動、学術、文化、芸術等の振興を図る活動を行い、第1条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <p><u>(1) 地域振興及び環境の保全に関するボランティア活動、及び地域活動支援事業</u></p> <p><u>(2) 地域振興及び環境の保全に関する体験事業、販売事業、及び人材育成・派遣事業</u></p> <p><u>(3) 地域振興及び環境の保全に関する受託事業</u></p> <p><u>(4) 地域振興及び環境の保全に関する調査・研究・企画事業</u></p> <p><u>(5) 前各号の事業に付帯する事業</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 この法人は、特定非営利活動促進法第2条別表3号、4号、5号、11号及び12号に該当する活動を行い、第1条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <p><u>① 山里基金の管理運営</u></p> <p><u>② 地域振興及び環境の保全に関するボランティア活動及び事業の相談活動</u></p> <p><u>③ 地域振興及び環境の保全に関する調査・研究開発事業</u></p> <p><u>④ 地域振興及び環境の保全に関する受託事業</u></p> <p><u>⑤ 地域振興及び環境の保全に関する人材派遣事業</u></p> <p><u>⑥ 上越市西部中山間地域などで活動するグループへの支援事業</u></p> <p><u>⑦ 上越市西部中山間地域などをフィールドにした各種事業の企画活動</u></p> <p><u>⑧ 前各号の事業に付帯する事業</u></p>

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年5月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成25年4月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人木と遊ぶ研究所
- 3 代表者の氏名
室岡 耕次
- 4 主たる事務所の所在地
上越市大字西ヶ窪浜95番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、会員及び森林保全と環境保護を願う市民に対して、ボランティア活動、森林に関する調査・研究・啓蒙活動等に関する事業を行い、もって森林及び環境保全に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
(1) 環境の保全を図る活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(事業)</p> <p>第3条 この法人は、環境の保全を図る活動を行い、第1条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <p><u>(1) 木及び自然・森林保護に関する森林ボランティア事業。</u></p> <p><u>(2) 木及び自然・森林保護に関する木工ボランティア事業および環境教育事業。</u></p> <p><u>(3) 木及び自然・森林保護に関する地場材普及ボランティア事業。</u></p> <p><u>(4) 木及び自然・森林保護に関する受託事業。</u></p> <p><u>(5) 前各号の事業に付帯する事業。</u></p> <p>(資産の構成)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条</p> <p>1 この法人は、特定非営利活動促進法第2条別表5項に該当する活動を行い、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。</p> <p><u>(1) 特定非営利活動に係る事業</u></p> <p><u>① 木及び自然保護と人間との共存に関する調査・研究開発事業。</u></p> <p><u>② 木及び自然保護に関する個人、団体への情報の提供事業。</u></p> <p><u>③ 森林保護に関するボランティア活動及び事業の相談活動。</u></p> <p><u>④ 前3号の事業に付帯する事業。</u></p> <p><u>(2) 収益事業</u></p> <p><u>① 森林保護、環境保存に関する調査・研究等の受託事業。</u></p> <p><u>② 森林保護、環境保存に係る環境情報等の出版事業。</u></p> <p><u>③ 委託された物品の斡旋並びに販売事業。</u></p> <p><u>④ 前3号の事業に付帯する収益事業。</u></p> <p>2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、その収益は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。</p> <p>(資産の構成及び区分)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る資産及び収益事業の2種類に区分する。</p> <p><u>(収益事業の会計)</u></p>

<p><u>第36条</u>～<u>第40条</u> (略)</p>	<p><u>第36条</u> 収益事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理し、税務申告など必要な会計処理を行う。</p> <p><u>第37条</u>～<u>第41条</u> (略)</p>
------------------------------------	---

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年5月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 調達件名及び数量
 ICカード化運転免許証作成材料（品目及び契約期間中の使用見込数量は次のとおり）
 ①運転免許証用カード（優良運転者用）265箱 ②運転免許証用カード（一般運転者用）159箱 ③運転免許証用カード（新規取得者用）31箱 ④インクリボンカセット273本 ⑤ラミネートカセット342本
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 新潟県警察本部警務部会計課
 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
 購入等
- 4 契約方式
 一般競争入札
- 5 落札決定日
 平成25年3月28日
- 6 落札者の氏名及び住所
 富士フイルムイメージングシステムズ株式会社
 東京都品川区西五反田3丁目6番30号
- 7 落札価格
 182,352,744円（使用見込数量の総額による）
- 8 契約価格
 単価契約（1箱(本)単価） ①319,662円 ②319,662円 ③319,662円 ④62,790円 ⑤57,792円
- 9 入札公告日
 平成25年2月15日
- 10 落札方式
 最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年5月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 調達件名及び数量
 ジェット燃料油（品目及び契約期間中の使用見込数量は次のとおり）
 ①ローリー 233,000リットル ②ドラム 4,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 新潟県警察本部警務部会計課
 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
 購入等

- 4 契約方式
随意契約
- 5 契約日
平成25年4月1日
- 6 契約者の氏名及び住所
新潟米油販売株式会社
新潟県新潟市中央区上大川前通12番町2708番地1
- 7 契約価格
単価契約（1リットル単価） ①141.12円 ②160.02円
- 8 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

選挙管理委員会規程

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年5月10日

新潟県選挙管理委員会委員長 長津 光三郎

新潟県選挙管理委員会規程第6号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第10号様式（第10条関係）</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1 選挙執行年月日について、<u>「何年執行」又は「第何回」</u>とすることができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第10号様式（第10条関係）</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1 選挙執行年月日について、<u>衆議院議員総選挙にあつては第何回執行</u>とすることができる。</p> <p>2 （略）</p>
<p>第13号様式（第15条関係）</p> <p>その1 自動車、船舶</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1 選挙執行年月日について、<u>「何年執行」又は「第何回」</u>とすることができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>その2 拡声機</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1 選挙執行年月日について、<u>「何年執行」又は「第何回」</u>とすることができる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>第13号様式（第15条関係）</p> <p>その1 自動車、船舶</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1 選挙執行年月日について、<u>衆議院議員総選挙にあつては第何回執行</u>とすることができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>その2 拡声機</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1 選挙執行年月日について、<u>衆議院議員総選挙にあつては第何回執行</u>とすることができる。</p> <p>2・3 （略）</p>
<p>第16号様式（第20条関係）</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1 選挙執行年月日について、<u>「何年執行」又は「第何回」</u>とすることができる。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>第16号様式（第20条関係）</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1 選挙執行年月日について、<u>衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙にあつては第何回執行</u>とすることができる。</p> <p>2～4 （略）</p>
<p>第19号様式（第26条関係）</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1 選挙執行年月日について、<u>「何年執行」又は「第何回」</u>とすることができる。</p>	<p>第19号様式（第26条関係）</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1 選挙執行年月日は、<u>第何回執行</u>とすることができる。</p>

何回」とすることができる。

2・3 (略)

第30号様式 (第48条関係)

その1

(略)

備考

1 選挙執行年月日について、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。

2 (略)

その2

(略)

備考

1 選挙執行年月日について、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。

2・3 (略)

第31号様式 (第51条関係)

(略)

備考

1 選挙執行年月日について、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。

2 (略)

第32号様式 (第51条関係)

(略)

備考

1 選挙執行年月日について、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。

2 (略)

第33号様式 (第51条関係)

(略)

備考

1 選挙執行年月日について、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。

2 (略)

第55号様式 (第91条関係)

(略)

備考

1 選挙執行年月日について、「何年執行」又は「第

できる。

2・3 (略)

第30号様式 (第48条関係)

その1

(略)

備考

1 選挙執行年月日について、衆議院議員総選挙にあつては第何回執行とすることができる。

2 (略)

その2

(略)

備考

1 選挙執行年月日は、第何回執行とすることができる。

2・3 (略)

第31号様式 (第51条関係)

(略)

備考

1 選挙執行年月日について、衆議院議員総選挙にあつては第何回執行とすることができる。

2 (略)

第32号様式 (第51条関係)

(略)

備考

1 選挙執行年月日について、衆議院議員総選挙にあつては第何回執行とすることができる。

2 (略)

第33号様式 (第51条関係)

(略)

備考

1 選挙執行年月日について、衆議院議員総選挙にあつては第何回執行とすることができる。

2 (略)

第55号様式 (第91条関係)

(略)

備考

<p><u>何回」とすることができる。</u></p> <p><u>2 新潟県選挙管理委員会の印は刷込式とすることができる。</u></p> <p>第60号様式 (第101条関係)</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p><u>1 選挙執行年月日について、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。</u></p> <p><u>2 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができる。</u></p> <p>第61号様式 (第102条関係)</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p><u>1 選挙執行年月日について、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。</u></p> <p><u>2 (略)</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 (略)</u></p>	<p><u>新潟県選挙管理委員会の印は刷込式とすることができる。</u></p> <p>第60号様式 (第101条関係)</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p><u>用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができる。</u></p> <p>第61号様式 (第102条関係)</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p><u>1 (略)</u></p> <p><u>2 (略)</u></p> <p><u>3 (略)</u></p>
---	---

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会公告

一般競争入札の実施について (公告)

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条第1項の規定により、新潟県立近代美術館清掃業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達とはWT0に基づく政府調達に関する協定 (平成7年条例第23号) の適用を受けるものである。

平成25年5月10日

新潟県立近代美術館長 徳 永 健 一

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
新潟県立近代美術館清掃業務 一式
- (2) 案件の仕様書等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 委託期間
平成25年7月1日から平成28年6月30日まで
- (4) 履行場所
新潟県立近代美術館

2 入札に参加する者に必要な資格

次の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (4) 新潟県庁舎等管理業務入札参加資格者名簿の営業種目「建築物清掃業務」又は「建築物環境衛生総合管理業務」に記載されている者であること。
- (5) 国（公団含む）、県又は地方公共団体の施設で清掃業務を平成14年4月1日以降、24か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。
- (6) 新潟県の県税の納付義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないものであること。
- (7) 本入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (8) 下記4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本入札に係る参加資格を有することについて新潟県立近代美術館長から確認を受けている者であること。

3 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 940-2083

新潟県長岡市千秋3丁目278-14

新潟県立近代美術館 総務課

電話番号 0258-28-4111

Eメール ngt503040@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付期間

平成25年5月10日（金）から平成25年5月30日（木）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

- (3) 質問書の提出

入札説明書に定めるところによる。

4 本入札に係る参加資格の確認

本入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び2に定める資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

なお、本入札に係る参加資格の確認結果については申請者に対し、それぞれ書面により平成25年6月12日までに通知する。

- (1) 提出期限

平成25年6月5日（水）午後3時まで

- (2) 提出場所

郵便番号 940-2083

新潟県長岡市千秋3丁目278-14

新潟県立近代美術館 総務課

- (3) 提出方法

本人（法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。）若しくはその代理人の持参又は郵送とする。

ただし、郵送による場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に、「新潟県立近代美術館清掃業務委託に係る競争入札参加資格確認申請書在中」の朱書きをしたものに限る。）とし、上記(1)に定める提出期限までに、到達するように郵送すること。

- (4) 提出書類

入札説明書に定めるところによる。

5 本入札執行の日時及び場所

- (1) 日時

平成25年6月20日（木） 午前10時

- (2) 場所

新潟県長岡市千秋3丁目278-14

新潟県立近代美術館 会議室

6 入札の手続き等

(1) 入札方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、3の(1)に掲げる問い合わせ先をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の委託案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り)を5の(1)に定める日の前日の午後5時までに到着するように郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

本入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内のうち最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

8 無効入札

以下に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 上記4に定める競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者及び上記2に定める本入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

9 入札保証金

免除する。

10 契約保証金

財務規則第41条の規定に基づき、実際の契約金額(消費税を含む金額)を36(契約の月数)で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上とする(1円未満の端数があるときは切り捨てる。)。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

11 契約書及び契約条項

「清掃業務委託契約書(案)」のとおりとする。

なお、契約内容については落札者決定後に内容を踏まえて協議の上、変更する場合がある。

12 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取り扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

なお、新潟県庁舎等管理業務入札参加資格申請時に誓約書を提出している者は提出不要とする。

(3) その他

ア 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国

通貨とする。

イ 本入札に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、解除することがある。

ウ 本入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

エ 平成26年度以降平成28年度までの間、新潟県立近代美術館の清掃業務に係る予算が新潟県議会において議決されなかった場合、本入札の手続きについて停止の措置を行うことがある。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the services required

Cleaning services for Niigata Prefectural Museum of Modern Art

(2) Deadline of application for qualification to participate in the bid

5:00 p.m. Jun 5, 2013

(3) Time and Place of bidding:

10:00 a.m. June 20, 2013

Niigata Prefectural Museum of Modern Art

(4) Contact for more information

Administration Office

Niigata Prefectural Museum of Modern Art

3-278-14 Senshu, Nagaoka-shi, Niigata-ken, 940-2083, Japan

TEL 0258-28-4111

E-mail ngt503040@pref.niigata.lg.jp

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第30号

警備業法(昭和47年法律第117号)第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成25年5月10日

新潟県公安委員会

委員長 本望 雅子

1 実施期間及び場所

(1) 実施期間

平成25年6月3日(月)から平成25年6月6日(木)までの4日間の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル I

2 受講定員

13人

3 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成25年5月14日(火)から平成25年5月15日(水)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、機械警備業務管理者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通及び履歴書1通を添えて提出すること。

イ 提出期間

平成25年5月22日（水）から平成25年5月23日（木）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

エ 提出方法

受講者本人が必ず持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

38,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。
なお、納付した受講手数料は、還付しない。

4 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

5 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係
電話番号 025-285-0110（代表）